静岡伝統芸能振興会ホームページ作成仕様書 プロポーザル実施要領

2024年4月1日 静岡伝統芸能振興会

1. 実施の目的

静岡伝統芸能振興会が支援する新人芸妓応募者募集および芸妓文化の普及にあたり、効果的なホームページの作成のため、専門的な知識、技術、経験などを有した業者の選定が必要であることから、プロポーザルを実施することとし、これに必要な事項を本要領で定める。

2. 契約概要

- (1)業務名称 静岡伝統芸能振興会ホームページ
- (2)業務内容 ①ホームページ内容の企画・作成・運営
 - ・スマートフォン表示対応
 - ・10~20 歳代女性が芸妓の仕事に興味を持ち、応募の動機となる内容
 - ・補助金申請 WEB 申込み入力から PDF を自動生成するシステム
 - ②SNS (Instagram、X, tiktok) の投稿および SNS 広告運用
 - ・SNS 広告画像・文章作成、配信設定(必要があれば取材・撮影)
 - ③静岡伝統芸能振興会の事業計画に記載している行事などに随行し 取材・撮影を行い、①および②に掲載する。
- (3)納 期 2024年8月30日まで
- (4)委託予定額 2,200,000円(税込)以内(制作費、管理、運営費用)
- (5) 委託期間 納期~2025年3月末以後の運営管理については1年毎の契約とする
- 3. 実施要領の交付

静岡伝統芸能振興会のホームページにて公募する

- 4. 企画提案書等の提出
 - (1) 提出書類 下記のとおり
 - ①企画提案書 正1部/写5部
 - ②画面レイアウト・デザイン(案) 正1部/写5部
 - ③参考見積書 正1部
 - (2) 提出方法

静岡伝統芸能振興会 事務局である静岡商工会議所清水事務所 産業振興課へ持参

(3) 提出期限

2024年5月10日(金)午後5時(必着)

- ※持参は午前9時から午後5時とし、土・日曜日、祝日は除く。
- ※質問などがある場合は4月26日(金)午後5時まで受付いたします。

※企画提案書は、A4版とし、下部にページ番号を振ること。

また、A3版を利用する場合は折り込むこと。

- ※企画提案書には、表題静岡伝統芸能振興会ホームページと、提出年月日、事業者名・代表者印を記載した表紙を付すこと。
- ※参考資料として、会社概要書(1部)を提出する。
- ※企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、静岡伝統芸能振興会は事業者決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については公表されることがある。なお、提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しないこととする。
- ※当該業務のために撮影された映像等の著作権は静岡伝統芸能振興会に帰属する。 なお、ホームページ内で使用したすべての映像・音楽・写真データについては 著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きをとること。

5. 選定方法

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式により、事業者を選定する。

静岡伝統芸能振興会 幹事会において、参加事業者から提出された提案書をもとに、 プレゼンテーションを実施し、同会議の審査を経て、最多得票者を受託候補者として 特定する。最多得票者が複数となった場合は、対象事業者による再投票を行い、 決定する。

●プレゼンテーション

- ①実施日 2024年5月22日(水)10:00~12:00
- ②実施場所 静岡商工会議所 清水事務所 3階研修室2
- ③実施方式 1者ずつの呼び込み方式
- ④実施時間 1者の持ち時間は説明10分、質疑応答10分の計20分とする。
- **⑤**その他 ・プレゼンテーションは非公開とする。
 - ・内容は提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は 認めない。
 - ・説明者は補助者を含めて3名までとする。当業務に従事しない者の 出席は認めない。
 - ・プロジェクター、スクリーンの使用の際は当会議所で用意します。

(2)審査

- ・静岡伝統芸能振興会 幹事の一部を審査委員とし、審査する。 (投票権は当日出席の幹事のみが1票を有する)
- ・審査経過については、一切公表しない。また、審査結果に対しての異議申立ては 受付けない。

6. 契約の締結

契約については、5により候補者として特定された事業者と別途協議を行う。 ただし、協議が不調のときは、審査の得票数の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7. 提案書等の無効

プロポーザルの参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当振興会において審査の うえ、提案書等を無効にする。

- (1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提案書の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、当振興会の委員及び関係者に、プロポーザル に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当振興会が社会通念に照らし、失格に当たる事由があると認める場合

8. その他

- (1) 提案書等の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。

【スケジュール】

	4月		5月
公募	4/1 (月) ~		~5/10 (金)
質問期間	4/1 (月) ~	4/26 (金)	
企画書提出			~5/10(金)
プレゼンテーション			5/22 (水)
審査・選定			

9. 問合せ・提出先

〒424-0821 静岡市清水区相生町6-17

静岡伝統芸能振興会 事務局

静岡商工会議所 清水事務所 産業振興部 産業振興課

TEL: 054-353-3401 FAX: 054-352-0405

E-mail: m-miura@shizuoka-cci.or.jp